

岩手県告示第 299 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大町 5 番 7 号	大槌町社協指定訪問入浴介護事業所	上閉伊郡大槌町大町 5 番 7 号	上閉伊郡大槌町小槌 第 23 地割 86 番地 4	平成 19 年 5 月 1 日

2 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大町 5 番 7 号	大槌町社協指定訪問入浴介護事業所	上閉伊郡大槌町大町 5 番 7 号	上閉伊郡大槌町小槌 第 23 地割 86 番地 4	平成 19 年 5 月 1 日